

尚書の銓衡の成立

——漢代における「選挙」の再検討——

佐藤達郎

【要約】 従来、漢代の人事制度については察举制度に研究が集中してきた。しかし、それとは別に勤務日数を積むことにより自動的に昇進していく制度のあったこと、通常大半の官吏はこのような制度により昇進を遂げていたであろうことが大庭修氏によって指摘されている。従来、このような日常の人事と察举との区別が明らかにされないまま、漠然と「選挙」なる呼称のもとに漢代の人事制度が論ぜられてきた。本稿はこの両者の区別を明らかにするとともに、察举に非ざる日常の人事の制が後世の尚書による人事——「銓衡」——の起源をなす事を論ずるものである。

まず漢代における察举によらぬ日常の人事の存在とその際の手続きについて、続いてそれを掌る担当官庁が前漢末頃三公より尚書へ移行したこと、後漢の文献に見える三公による「選挙」とは非常の察举を指していたこと、従って日常の人事は依然尚書により行われていたこと、後漢末期になるとこのような尚書による人事が後世のように「銓衡」の語で呼ばれるようになったこと、を順次論述する。

史林 七八巻四号 一九九五年七月

序

漢代の人事制度については、従来孝廉科に代表される察举制度^①、及び辟召制度に研究が集中してきた。しかし、これらはいわば後世の科挙に比せられる起家の制であり、それに対しその後どのように官人が昇進していくかという、いわば遷転の制については史料の限界もあり、管見の限り僅かに大庭修氏の論考があるのみで、氏も指摘されるようにその研究の

蓄積は未だ手薄な状態にある。^④ 察挙により遷転の行われる場合もあったことは諸先学の指摘の通りである。しかし、漢書などの列伝を一見すれば、そこに載せられる特別のエリートたちにおいても、その昇進の過程において察挙がいかほどの比重を持ったか、疑問に思わざるを得ないのである。

諸科目による察挙制度は、高級官僚による推挙の制度化されたものであったといつてよい。このような推挙は、後に指摘するように優秀なる官人を特別に昇進させる、いわば非常の抜擢の制であった。それに対し、大庭氏の指摘されたような凡庸なる大半の官人の人事が通常いかなる制によってなされていたか。それはどこの官庁により行われていたか。その検討が本稿の目的である。従来、かかる通常の人事と察挙とが併せて、或いは明確に区別を意識されないままに「選挙」と呼ばれてきた。表題で括弧を付して表記した所以である。本稿の作業によりこの両者の区別が明らかにされるとともに、後に続く六朝隋唐時代の尚書による人事——銓衡の制の起源についても併せて論及されるであろう。

対象とする時期は主に前漢末期以降に限られているが、それは一つにはこの頃より考察の糸口となる史料が僅かながら見られ始めること、又一つにはこの頃よりあらわれ始める尚書による人事の制が後の時代の制度の源流と見られる、ということによる。

以下、次の手順によって論述を行う。まず第一に漢代における察挙によらない日常的人事の存在を指摘し（以下、本稿では特に「非常の人事」等と記さない限り、「人事」とはこのような日常的人事の意で用いる）、その際の具体的手続きに触れる。第二にそれを掌る担当官庁が前漢末より次第に三公より尚書へと移行していったこと、第三に後漢の文献に見える三公による「選挙」とはかかる日常の人事ではなく察挙を指していたこと、第四に、従って後漢においても日常の人事は尚書が行っており、その際にはやはり一章で触れたような手続きがとられていたこと、第五にこのような尚書による日常的人事が後世の尚書による人事の制へ継承されていくこと、以上を五章にわたり順次論証する。

- ① 察舉制度に関する論考は日中合わせれば枚挙に暇ないが、近年の主なものとして黄留珠『秦漢仕進制度』（西北大学出版社、一九八五年）、福井重雅『漢代官吏登用制度の研究』（創文社、一九八八年）、閔歩克『察舉制度変遷史稿』（遼寧大学出版社、一九九一年）等がある。
- ② 辟召制度の主な研究としては福井氏前掲書四章の他、五井直弘「後漢時代の官吏登用制『辟召』について」（『歴史学研究』一七八、一九五四年）、永田英正「漢代の選挙と官僚階級」（『東方学報』京都四一、一九七〇年）、西川利文「漢代辟召制の確立」（『麗陵史学』一五、一九八九年）等が挙げられる。
- ③ 「漢代における功次による昇進」（同氏『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二年、所収）
- ④ 「建武五年遷補牒」と功勞文書」（同氏『漢簡研究』同朋舎、一九九二年、所収）。なお、居延漢簡を材料とした研究はいくつかあるが（角谷常子「漢代居延における軍政系統と県との関わりについて」、『史林』七六一、一九九三年、等）、百石以下の辺境の軍吏のケースに限られ、勅任官の人事がどのようになされていたのかは依然明らかでない。

一 功次による昇進 ——「牒」と「官簿」——

大庭氏はかつて、漢代官吏の昇進において、察舉によらずに一定の年限を積むこと——「功次」——により機械的に昇進していく人事の存在したことを指摘され、そして史書に名を残さない大半の官吏はこのような人事の法により昇進を遂げていったであろうとされた^①。

それでは、氏の指摘されたような日常の功次による官吏の昇進とは、具体的にはどのような手続きによって行われたのであろうか。本章では僅かな史料からではあるがその一端を窺ってみることにする。

まず、本稿で問題とする日常の人事に関わると思われる、漢書匡衡伝の次の記載に注目したい。

会たま宣帝崩じ、元帝初めて即位す、安陵侯史高、外属を以て大司馬車騎將軍と為り、尚書事を領す、前將軍蕭望之、副為り。望之、名儒にして師傅の旧恩有り、天子これに任じ、貢薦する所多し。高、位に充つるのみ、望之と隙有り。長安令楊興、高に説きて曰く、……平原文学匡衡、材智余り有り、経学絶倫なるも、但だ朝廷に階無きを以て、故に牒に随いて除されて遠方に在り（師古曰く、階とは升次を謂う也。牒に随うとは、選補の恒牒に随い超擢を被らざる者なり）。將軍、誠に召して莫府に置かば、学士

欽然として仁に帰せん、事議に与參せしめ其の所有を觀、之を朝廷に貢がば、必ずや国器と為らん、……高、其の言を然りとなし、衡を辟して議曹史と為し、衡を上にも薦む、上、以て郎中と為し、博士、給事中に遷る。

ここで顔師古は「牒に隨いて除さる」「隨牒除」という語を「選補の恒牒に隨い超擢を被らざる者なり」と説明しており、これがここで問題とする功次による昇進の手續きに関係するようである。そこでこれについてここで考えてみたい。

問題の箇所、「牒に隨いて除されて遠方に在り」は前文では「射策甲科、令に応ぜざるを以て除されて太常掌故と為り、平原文学に調補せらる」とある。まず、「以不應令」の令とは何であらうか。それを窺わせるのが、史記・漢書儒林伝に載せる、武帝年間、博士弟子の設置に関する公孫弘の有名な上奏文である(両書の異同は「史記」(漢書)で示す)。

公孫弘の学官と為るや、道の鬱滞せるを悼み、乃ち請いて曰く、……博士官がために弟子五十人を置き、其の身を復し、……一歳にして皆な輒ち「課」(試)し、能く一芸以上に通せば、文学掌故の缺に補せん、其の高弟にして以て郎中と為す可き(者)は、太常籍して奏し、即し秀才異等有らば、輒ち名を以て聞せしめん。其の学を事とせず若しくは下材及び一芸に通ずる能わざるは、輒ち之を罷め、而して諸「不称者の罰」(能く称う者)を請わん。……「礼を治めて次いで掌故を治め」(治礼掌故は)文学礼儀を以て官と為し、留滞せるものを遷さん。請うらくは其の秩比二百石以上、及び吏の百石にして一芸以上に通ずるものを選択し、左右内史・大行の卒史に補せん、比百石「已」(以)下は、郡太守の卒史に補すること、皆な各おの二人、辺郡なれば一人。先に誦んずること多き者を用い、「若し」足らざれば、「乃ち」掌故を扱ひ(以て)中二千石の属に補し、文学掌故は郡の属に補し、員を備えん、請うらくは功令に著し、「它」(它)は律令の如くせん。と。制して曰く可。

最後に「請著功令」とあり、それが帝の裁可を受けたことによつてこの公孫弘の上疏文は功令に追加されたのである。衡が射策甲科の試験に應じた結果下第であった(史記九六張丞相列伝・褚補では九回受けたのちによろやく丙科に合格したとある)③。たぬに太常掌故の官に補せられたというのはこの公孫弘の上疏の前半部、博士弟子の試験に應じた結果能く一芸以上に通ずる者は文学掌故の欠員に補する、という規定、そこからのち平原文学卒史に選ばれたというのは、後半部、治礼掌故の官

の昇進に関する規定——「足らざれば掌故を扱ひ以て中二千石の属に補し、文学掌故は郡の属に補す」——に従ったものであると考へてはば誤りなからう。^④とすると、結局後文で「随牒除」と言い換えられているものの実質は、かかる功令の規定——顔師古の所謂「選補の恒牒」——に従った人事であったことになる。つまり「牒」とはこの場合功令の規定であり、「随牒除」とは、その功令に規定される昇進の決まりに従って官、この場合は平原文学卒史に除任された、という意味である。

ところで、同様に射策の試験により掌故の官から文学卒史に遷った者として、武帝年間の兎寛がいる。

以射策為掌故、功次、補廷尉文学卒史。（漢書本伝）

ここでは掌故から廷尉文学卒史へ「功次」もて遷ったとある。^⑤既にしてこの昇進が公孫弘の上疏による功令に基づいたものであったとすれば、この場合功次による昇進は功令に従ってなされたことになる。匡衡の場合にも同様に、彼は功次を積んだ結果「選補の恒牒」に功令に随って平原文学卒史へ遷ったものであろう。

以上のように「随牒除」が功次を積んだ結果功令のような昇進の規定に従っていわば自動的に昇進を遂げることであるとすると、匡衡伝で「朝廷に階なきがために牒に随いて除せられ」とある「階」とは何であろうか。顔師古はそれに対し「昇次を謂うなり」と注釈している。しかし、この本文によれば、それは「随牒除」と相い反するものである。そして「随牒除」というのが先述のように、また師古自身注釈しているように、昇進の規定であったとすると、「昇次」——昇進の順番——とそのような「昇次」を規定した令文とが相い反するものであるというのはいかにも矛盾している。寧ろ、ここは「階」を「つて、手がかり」と読み、「朝廷に有力者のつてがなかったために、非常の拔擢を受けることなく通常の昇進の規定に従って遠方の官に除せられた」という意味に解釈すべきであろう。^⑥そして、朝廷に有力者の手がかりがなければ非常の拔擢を受けることができないわけは、いうまでもなくその推挙を受けることができないからであった。^⑦そのような推挙を受けることができなかつたがゆえに、匡衡は「牒」つまりこの場合は功令の規定に従って平原郡文学卒史に除

せられたのである。

かくして、功令等の規定に従い功次もて行われる人事と高官の推挙による人事との二者の存在、両者の明らかな区別を指摘することができる。

以上は平原文学卒史という百石の非勅任官の事例であるが、勅任官の場合にはどうであろうかといえ、同じ「随牒除」の語が隸積巻四に収める青衣尉趙孟麟羊竇道碑にも見える。

羊竇道、旧故南のかた高山を上り、下りては深谷に入る、危峻にして遠きを回り、百姓患苦す。永初六年、青衣尉南安の趙孟麟、更易して此の道に由る、……青衣尉趙君、故と治所の書佐・郡の督郵たり、牒に随い除されて官に到る、六日にして郡召して蜀鉄官長を守せしむ、四月を積み、治状辨明たり、徙りて成都を守し、今ま復た尉の官に還帰せり。

あとに「今復還帰尉官」とあり、この「随牒除」によって「到」った官とは蜀郡青衣県尉のことである。即ち、孟麟は「治所」（恐らく県であろう）の書佐・郡督郵から県尉へ「随牒除」の手続きを経て昇進してきたわけである。そして、顔師古によるに、その「牒」とは「選補の恒牒」であり、匡衡の事例においてそれは具体的には昇進の規定を定めた功令の条文であった。この碑に記される後漢安帝年間の事例においても、孟麟は同様に何らかの昇進の規定に従い、察挙によらずに功次を積み百石の郡吏より県尉という秩は高くはないが勅任の官に昇進してきたのである。^⑧

それでは、このような功令等の昇進の規定に従った人事の際には、どのような資料が参照されたであろうか。その一片を窺わせるのが次の後漢書安帝紀の記事である。

（延光元年八月）己亥、詔すらく。三公・中二千石の、刺史・二千石・令・長・相を挙ぐるに、事を視ること一歳以上十歳に至り、清白にして利を愛み、能く身を勸して下を率い、姦を防ぎ煩を理め、人に益ある者は、官簿に拘るなかれ（注・官簿に拘るなかれとは、これを超遷するを受け、常牒に拘らざるを謂う也）。刺史の所部を挙げ、郡国太守相の墨綬を挙ぐるに、隠親して心を悉し、浮華を取る勿れ。

安帝の詔により三公及び中二千石の九卿に刺史・太守の中から治績ある者の察挙が命ぜられており、その際「官簿に拘る無かれ」とある。章懷注はこの時の察挙を「これを超遷するを受け、常牒に拘ら」ざるものと解しており、この察挙の詔令が——察挙であるがゆえに——通常の遷次を超えた、いわば非常の人事を命じたものであることが分かる。言い換えればそれに対する通常の牧守令長の人事の際には「官簿」が参照されその記載に従ってそれがなされていたことになる。この詔令に見える、通常の「官簿」による人事と非常の察挙との対比が、先の匡衡伝に見える「随牒除」と推挙との対比と重なることは明らかであろう。

官簿とは何であろうか。漢書翟方進伝には次のようにある。

是より先、逢信曰に高第郡守従り京兆・太僕を歴て衛尉為り、官簿は皆な方進の右に在り（師古曰く、簿とは伐閔を謂う也）。御史大夫の缺くるに及び、三人皆な名卿たり、俱に選中に在り、而して方進之を得。

ここにも「官簿」が見え、これに対し顔師古は「伐閔なり」との解釈を与えている。

今一つの例として、漢書王莽伝上に次のような記事がある。

大司馬護軍褒奏言すらく、「安漢公、子の宇の管蔡の辜に陥るに遭う、子愛は至りて深きも、帝室の為に故さらに敢えて私を願みず。宇の辜に遭うを惟い、喟然として憤発し書八篇を作り、以て子孫を戒めり。宜しく郡国に班下し、学官をして以て教授せしめん」と。事、羣公に下るに、請うらくは天下の吏の能く公の戒を誦んずる者をして、以て官簿に著せしむること孝経に比せん、と。

ここで顔師古は「官簿に著すとは、之を用いて選舉せらるるを得るなり」と注を付している。すなわち、官簿には孝経や王莽の戒子書を能く誦んずる旨が記されており、それによって昇進することができたものと考えられる。

官簿が一方では伐閔し功勞と解釈され、一方ではまたそれは孝経や王莽の戒子書を能く誦んずる旨の記されるものであったとすると、この両者の矛盾ない解釈はこうなる。官簿には功勞が記され、また同時にそこには孝経や王莽戒子書等を暗記している旨も附記されることがあった、と。すなわちそれは功勞をはじめ官人である上での様々な資格を附記し、

昇進の基準として参照されるものであったと思われる。そして、通常の人事はそのような官簿の記載を参照して行われたのである。

以上により、推挙によらない通常の人事は功令等の昇進の規定に従って行われ、その際には官簿に記される功勞をはじめとする各種の資格が参照されることが推測的ながら分かった。

こういった官人の功勞等の管理―考課と、それに基づいた、規定に従った官吏の昇進、つまり本稿で問題とする日常の官僚の人事は、こと二百石以上の勅任官に限った場合、どこで行われていたのであろうか。

① 前章注⑧所掲論文。

② 漢書補注、王先謙の説では「以治礼掌故」の以は衍字。

③ 丞相匡衡者、……才下、教射策不中、至九、乃中丙科。其経以不中科故明習。補平原郡文学卒史。

④ 先引史記褚補には「丙科に中る」とあり、射策の成績が甲乙丙科に分けられたのは後の時代のことである（漢書儒林伝には平帝年間とあるが、匡衡が丙科に合格したというのは宣帝年間のことであるから、実際には平帝以前から既にそのような規定が設けられていたのかもしれない）。従ってこの公孫弘の上疏による当初の規定からはやや変化が見られるが、甲科の者が郎中に、丙科の者が文学掌故に補せられるという規定は基本的に初期の規定を踏襲したものと考えられる。西川利文「漢代博士弟子制度の展開」（『鳳陵史学』一七、一九九一年）参照。

⑤ 類似の例として次のものがある。

当、少為大行治礼丞、功次補大鴻臚文学、察廉為順陽長・拘邑令、以明経為博士、公卿薦当論議通明、給事中。（『漢書平当伝』）

ここでは彼が射策に応じたとは記されていないが、治礼の官から文学

卒史へ遷ったというのは匡衡や児寛の事例に似る。やはりこの際の昇進もさきの功令の後半部の規定に従ったものではないかと思われる。

⑥ この読みについては小南一郎氏よりご教示を賜った。

⑦ 同様の議論は論衡・効力篇にも見える。

……文儒俊先王之遺、含百家之言、其難推引、非徒任事之重也。薦致之者、罷風無力、遂退竄於巖穴矣。……文章滂沛、不遵有力之將援引薦舉、亦將乘遺於衡門之下、固安得升陞聖主之庭、論說政事之務乎。……

いかに博学達文の士であろうとも、朝廷の有力者の推挙なしには、「衡門（質素な家）の下に棄遺され」出世を望むことは不可能であった。

⑧ 或いは、彼は百石の郡吏であって県尉を担任していたのではないかと疑問も起こりうるが、碑文によれば彼は南安の人とあり、南安県は犍為郡に属する。一方彼の赴任した青衣県は孟麟がこの道を付け替えた安帝永初六年には蜀郡に属しており、勅任官における本籍地回避の原則の適用されているわけで、彼は本籍地任用を原則とする百石の吏として赴任したわけではないことが分かる。なお、浜口重國氏は南安県は一時蜀郡に属した時期があったらしいと推測され、彼をやはり

守任の県尉であろうと考えておられるが（『漢碑に見えたる守令・守長・守丞・守尉等の官に就いて』、『秦漢隋唐史の研究』下、東京大学出版会、一九六六年、所収）、大庭氏は、彼は或いは郎中を経て真任の勅任官として就官しており、碑文では郎中を経たことを省略したのではないかと推測される（『漢の官吏の兼任』前章注③所掲書所収）。私は両氏いずれの説にも与しない。南安県が蜀郡に属した時期があったというのはあくまで憶測の域を出ない。一方、大庭氏の言われるように彼が郎中を経たとすれば、彼は孝廉に察舉されたはずである。孟麟の治績を讃える碑文において、孝廉に察舉され、及び中央の郎官を

二 前漢における人事権の所在 ——三公から尚書へ——

本章では、前漢の後半期頃まで丞相・御史大夫、後の三公が官僚の人事を行ったらしいこと、そのころから次第に尚書へその職能が移行し始め前漢最末期には六百石以上の高級官僚の人事は尚書が行うようになったことを指摘する。

前漢、とくに前半期、通常の人事の権はどこにあったかを考えるに、これが甚だ曖昧模糊としておりわかりにくい。それがある程度分かってくるのは、前漢の後半期からである。

たとえば、宣帝時代、丞相が官吏の考課のための資料を管理していたことを示す例として、宣帝期に丞相となった丙吉の次のような話がある。

（馭吏）適たま馭騎の赤白囊を持つを見る、辺郡より奔命書を発し馳せ来りて至るなり。馭吏、因りて馭騎に随いて公車に至り刺取するに、虜の雲中・代郡に入るを知る、遽やかに府に帰りて（丞相）吉に見えて状を白し、因りて曰く、恐るらくは虜の入る所の辺郡の二千石・長吏に老病にして兵馬に任せざる者有らん、宜しく予じめ視る可し、と。吉、其の言を善みし、東曹を召して辺長吏を案じ、瑣して其の人を科条す（張晏曰く、瑣は録なり。其の人の老少及び経歴する所を科条し、其の本と文武を以て進むを

経るといふ名譽が県書佐や郡督郵、小県の尉への就官より後回しにされたとは考えにくいように思われる。

⑨ なお、この官簿というものは一種類の特定の簿籍を指すのではなく、官人の管理に関する数種の簿籍類の総称であったとも考えられる。この点については今は論じない。

⑩ 百石以下の官については地方ならば郡国の守相にその権があったことについては言うまでも無かる。中央の場合には大鴻臚がそれを行ったという（後引漢官儀）。

知らんと欲する也)。未だ已まざるに詔して丞相御史を召し問うに虜の入る所の軍吏を以てす、吉、具さに對う。(漢書丙吉伝)

これによれば、辺境の長吏の勤務状況、年齢、経歴などの情報が丞相府の東曹に保管されていたことが分かる。後漢の史料ではあるが、統漢書百官志にも三公の一たる太尉府の東曹の説明として「二千石の長吏の遷除及び軍吏を掌る」とあり、二千石に至る天下の官吏の考課は上計により三公府の東曹に保管され、三公による人事の資料となされたのであろう。そしてそれをもとに三公による人事異動がなされたと考えられる。鎌田重雄氏によれば、毎年度の地方官の治績は上計吏に託されて丞相、のちには司徒府に報告され、それに基づき丞相・御史大夫は考課を行った。統漢書百官志にも三公の一たる司徒は「四方の民事の考課を掌」ったとある。

次に、成帝期に丞相・御史大夫が地方官の考課の資料を管理していたことを示す例として、漢書薛宣伝の次の記事がある。

月余にして御史大夫于永卒す、谷永上疏して曰く、「……御史大夫、内は本朝の風化を承け、外は丞相を佐けて天下を統理す、任は重く職は大、庸材の能く堪うる所に非ず。今まさに羣卿より選び、以て其の缺に充つるべし。……苟かに見るに少府宣、材は茂く行は繁、從政に達す、前に御史中丞と為り、憲を轍下に執るに、剛きを吐き柔らかきを茹わず、拳錯時に当たり、出でては臨淮・陳留に守たれば二郡治を称す、左馮翊と為れば教を崇び善を養う、威徳並びに行われ、衆職修理す、姦軌絶息し、辭訟する者歴年丞相府に至らず、赦後に余せる盜賊は三輔を什分せるの一のみ。功効卓爾たり、左内史の初めて置かれて自り以来未だ嘗て有らざる也。……宣の考績功課、簡して兩府に在れば、敢えて過稱し以て欺誣の罪を奸さず。臣聞くならく賢材は治人より大なるは莫しと、宣は已に効あり。……」上、之を然りとし、遂に宣を以て御史大夫となす。

于永が卒したのは成帝紀によるに成帝陽朔四年閏十二月である。薛宣の郡太守時代の「考績功課」が「簡して」つまり調べ上げられた上で「兩府に在」ったという。兩府とは顔師古によるに丞相・御史府であり、従ってこれは地方官の考課が丞相・御史大夫の府に報告されそこで管理されていたことをしめすものである。

以上が前漢の末期までの制度であつたと思われるが、そのころ、既に高級官僚については次第に尚書へ人事の権が移行しつゝあつたらしい。

漢書黄覇伝には、丞相の黄覇が宣帝に対し太尉の推挙を行ったところ「将相の官は朕の任なり」と叱責を受けたとある。これは宣帝という強力な指導力を持った帝の時代における特例であつたとも考えられるが、少なくとも建て前としては當時中央の高級官僚の人選は帝自身によるべきであるとされていたことが窺える。この際帝による詰問と叱責は尚書を通じて行われており、その前の黄覇による推挙も同様に尚書の取り次ぎを経っていたと考えられる。

次の元帝時代には、尚書が御史大夫の選任に関与している事例として、漢書馮野王伝の次の記事がある。

数年にして御史大夫李延寿病みて卒す、在位多く（大鴻臚）野王を挙げ。上（元帝）、尚書をして中二千石を選第せしむるに（師古曰く、其の高下の差次を定むる也）、野王、行能第一たり。上曰く、「吾、野王を用いて三公と為さば、後世必ずや我後宮の親戚を私かにす、と謂い、野王を以て比と為さん。」と。乃ち詔を下して曰く、「剛彊にして堅固、確然として欲亡きは、大鴻臚野王是れなり、心は辨じ辞を善くし四方に使す可きは少府五鹿充宗是れなり、廉潔節儉なるは太子少傅張譚是れなり。其れ少傅を以て御史大夫と為せ。」と。上、下第よりして譚を用い、次を越えて嫌を避け野王を用いざるは、昭儀の兄を以て故にするなり。

御史大夫の欠任に際して、或いは帝から推挙の命令が下つたのであろうか、公卿の多くが馮野王を挙げ、そこで帝は尚書をして「中二千石を選第」せしめたとある。公卿の挙ののちに決定を行うのは黄覇伝に見える宣帝の言葉からしても帝自身であるべきであつた。しかしここではその際に尚書に命じて中二千石の官の機能を調査のうえ等級付けさせていることが注意される。それはいわば帝による人選の尚書への一部委譲であつた。その人選の際に尚書が候補者の行能を調査・等級付けしている事実、尚書によりそれら候補者の考課の資料が把握されていたことを窺わせるものである。ちなみに結局この時は公卿の推挙や尚書の「選第」の結果は帝の用いるところとはならなかつたが、これは佞臣石頭の進言によるものであつた（石頭伝）。

このような過程を経て、前漢最末期には次の衛宏・漢旧儀に見えるような制度が既に定着していた。

旧制、(令) 六百石以上は尚書調拜選し、四百石の長相より二百石に至るは丞相調除し、中都官の百石は大鴻臚調し、郡国の百石は二千石調す。

これは大庭氏・渡辺氏によれば前漢最末期の制度を記したものである。これによれば、この時期、六百石以上の官は尚書が、以下二百石までの官は丞相が人事を行うことになっていたことが分かる(大庭氏は令を吏の誤りとされる)。恐らく、先引統漢書百官志にあるような三公が二千石に至る高級官僚の人事をも掌るといって建て前は前漢末期頃より次第に形骸化し、六百石以上の高級官僚の人事は事実上尚書へその権限が移行していったものであろう。

それでは、上計の受理によって天下の官吏の考課を知り得る三公に対して尚書はどうであったかというに、再び鎌田氏によれば州郡の上計は丞相府に報告されると同時に副本が天子にも奏上された。その副本を天子に取り次ぐのは尚書をおいて他になかろう。すなわち上計は丞相府と同時に尚書にも報告されたはずである。

① 鎌田重雄「郡国の上計」(同氏『秦漢政治制度の研究』日本学術振興会、一九六二年、所収)

② 後漢においても二千石の官吏の選除を三公が掌っていた、或いは又四方の民事の考課を司徒が掌ったという統漢書の記載は後述の論旨と矛盾するようであるが、後に述べるように恐らく前漢以来の制度が形骸化しながらも建て前として残ったものが記されたと考えたい。

③ 師古の「簡、大也、一曰明也」との解釈はとらない。
④ 又桑陵侯史高以外属旧恩侍中貴重、(丞相) 朝薦高可太尉。天子使

尚書召問朝、「太尉官能久矣、丞相兼之、所以偃武興文也。如国家不

興、边境有事、左右之臣皆将卒也。夫宣明教化、通達幽隱、使獄無冤刑、君之職也。将相之官、朕之任焉。侍中桑陵侯高、帷幄近臣、朕之所自親、君何越職而举之。」尚書令受丞相对、朝免冠谢罪、数日乃决。自是後不敢復有所请。(漢書循吏黃霸伝)

⑤ 大庭修「漢代官吏の辞令について」(『関西大学文学論集』一〇、一九六〇年)、渡辺信一郎「孝経」の國家論」(同氏『中国古代國家の思想構造——專制國家とイデオロギー』校倉書房、一九九四年、所収)

三 後漢時代、三公による「選挙」の検討

前章で、前漢末期以降六百石以上の高級官僚の人事は尚書が掌るようになったことを述べたが、後漢時代にはこれと矛盾するような記載が見える。即ち、次のように後漢時代にあつても依然三公により「選挙」が行われた、という記事が散見するのである。

A (陽嘉元年閏十二月) 辛卯、詔して曰く、問者以来、吏政不動ならず、故に災咎屢しば臻り、盜賊多く有り。退きて由る所を省みるに、皆な選挙不実、官其の人に非ざるを以てなり、……今ま刺史・二千石の選は、任を三公に帰す、其れ先後を簡序し、高下を精覈し、歳月の次、文武の宜は、務めて厥の衷を存せよ。(後漢書順帝紀)

B 順帝の時、災異屢しは見わる、陽嘉二年正月、公車にて徴せらる、(郎) 顛乃ち闕に詣り拜章して曰く、……三公は上は台階に応じ、下は元首に同じうす、政其の道を失さば、則ち寒陰節に反す、……而るに今の在位、競いて高虚に託し、累鐘の奉を納め、天下の憂を忘る、棲遲偃仰し、疾に寝ねては自逸す、策文を被り賜錢を得れば、即ちに復た府に起つ、何と疾むことの易くして愈ゆることの速きぞ。此を以て災眚を消伏し、升平を興致せんとても、其れ得可けんや。今ま牧守を選挙するは三府に委任す、長吏不良なれば、既に咎は州郡に在り、州郡に失あらば、豈に挙者に責めを帰せざるを得んや。……(後漢書列伝二十下郎顛伝)

C 書奏せられ、帝復た尚書に對せしむ、顛對えて曰く、……台、顛を詰して曰く、對に云う、白虹日を貫くは、政、常より變るなりと、朝廷は率ね旧章に由るに、何所にか變易して常より變むると言うか、……其れ実を以て對えよ、と。顛對えて曰く、……又、今ま選挙は皆な三公に歸するも、周召の才あるに非ずして則哲の重きに当たれば、選用あるが毎に輒ち之を掾屬に參る、公府の門巷は賓客填集し、去るを送り来るを迎うるに財貨已む無し、其の當に遷るべき者は競いて相い薦謁し、各おの子弟を遣わし道路を充塞し、姦門を開長し浮偽を興致す、所謂る率ね旧章に由るには非ざるなり。尚書は職機衡に在り、宮禁は嚴密にして、私曲の意は羌かも通ずるを得ず、偏党の恩も或いは用うる所無し、選挙の任は還た機密に在らしむるに如かず。……(同右)

これらはいずれも順帝時代、陽嘉二年前後に集中しておりあるいはそこに特殊な政治的事情があったとも考えられなくはないが、しかしまた、次のように後漢末期においても三公による「選挙」の記事は見られる。

D 幽冀二州、久しく缺けて補せず、冀上疏して曰く……職を缺きて時を経、吏人延属す、而るに三府の選挙、月を遯えて定まらず、

……三公、明らかに二州の要を知れば、宜しく速やかに定むるべき所なり……（後漢書列伝五十下蔡邕伝）

或いはまた次のようなものも類例として挙げられよう。

E (董)卓乃ち三府に諷して同に(譏郎孔)融を挙げて北海相と為さしむ。(後漢書列伝六十孔融伝)

F 臣尚書邕、免冠頓首謝罪。臣、猥りに頑闇を以て連りに盛時に値り、超えて羣吏自り入りて機密に登る、未だ日下に輪力尽心するに及ばずして、五府、臣を巴郡太守に挙ぐ、……(蔡中郎集卷二巴郡太守謝版)

これらの記載は、後漢の最末期まで刺史・太守の「選挙」は三公によるべきであるという通念のあったことを示すが如くである。それではこれらの記事は、後漢時代には高級官僚の人事も三公に移ったことを意味するのであろうか。それを検討するため、まず、これら三公による「牧守の選挙」なるものが具体的にどのような制度であったのかを考えてみたい。

ここで先に、以下の考証の手順を示しておく。まず、後漢最末期、三公を含む「六府」による「選挙」のなされた事例を挙げ、それが実は「六府」による推挙のことであったことを示す。次に、前後漢を通じて三公による刺史太守の推挙が「制科」の形でしばしばなされたことを指摘し、右に挙げた後漢時代の三公による「選挙」の諸例が実はこのような推挙の一種としての「制科」であったことを、一つ一つ確認していくことにする。

まず、後漢書列伝六十二董卓伝には次のような記事がある。すなわち、董卓の死後、その部下の李傕らが長安に拠って専権を握ったとき、彼らが皆將軍号を帯びた上で府を開き「三公と合して六府と為し皆選挙に参かる」とあり、その注に引く献帝起居注には次のようにある。

傕等各おの其の挙ぐる所を用いんと欲す、若し壹たび之に違わば、便ち忿憤恚怒す。王者之を思ひ、乃ち次第を以て其の所挙を用

う、……三公の挙ぐる所、終に用いられず。

第一に、本文の「選挙」が注の猷帝起居注では「所挙」とあることが注意されるときに、第二に、彼ら六府の挙げた人物が更に「主者」によって「用い」られており、その「主者」が「唐たび之に違う」こともあり得たということが注目される。「主者」が具体的に何であるかは後述することにし、ここでは「六府」の参与したという「選挙」Ⅱ「所挙」が——李権ら「六府」の専権を握ったときでさえ——それだけで決定力を持つものではなかったことを確認しておきたい。要するに、それは「六府」による候補者の推挙であったと考えられる。

このようにこの事例において三公十時の実力者李権らを合した「六府」の参与したという「選挙」なるものが一種の推挙であったとすれば、順帝紀等という三公による「牧守の選挙」なるものも実はそのような推挙であったのではないか、という予測がなされる。右は後漢最末期、董卓等の専権下という特別な時代の事例であり漢代全般にそれを及ぼすことはできないかも知れないが、三公により牧守の推挙のなされる例は前漢後漢を通じて認めることができる。

宣帝即位す、之より久しくして、渤海左右の郡、歳ごとに飢え、盜賊並びに起つ、二千石禽制する能わず。上、能く治むる者を選ぶに、丞相御史遂を挙げて用う可しとす、上以て渤海太守と為す。（漢書循吏龔遂伝）

順帝末、楊・徐の盜賊羣起す、……朝廷博く將帥を求む、三公撫を挙げて文武の才有りとす、拝して九江都尉と為る（後漢書列伝二十八滕撫伝）

中元元年、交趾の屯兵反き、……自ら柱天將軍と称す、靈帝特に三府に勅して能吏を精選せしむ、有司琮を挙げて交趾刺史と為す（後漢書列伝二十一賈琮伝）

これらはいずれも三公乃至九卿による牧守乃至二千石の中郎將・比二千石の都尉の選出に際して帝から特に詔令が下され、それに対して推挙のなされている例であり、明確な科目名は必ずしも分からないものの、福井氏の所謂「制科」に当たると言えよう。^②

右のように詔令による推挙の命令の記載がなく、単に三公の挙により某官を拜す、とある場合でも実際には推挙の命令の出されていたこともあった。

中平元年、黄巾の賊起つ、四府(尚書)植を挙げ、北中郎將を拜す(後漢書列伝五十四盧植伝)

ここには「四府」が彼を北中郎將に挙げたとしか書かれていないが、後漢書靈帝紀を見れば「公卿に詔して……列將軍子孫及び吏民の戰陣の略に明ある者を挙」げさせていることが分かる。また、この時同時に右中郎將に挙げられた朱儁も本伝には「公卿多薦」としか記されていない。要するに、これらは「四府挙」「公卿多薦」としかないものの実際には帝の特命による「制科」であったといえる。

先のE孔融伝でも、かれが三公により北海相に「挙」げられたのは劇賊の発生の時であった。また、F蔡中郎集、五府が蔡邕を巴郡太守に挙げたという事例の場合も、本伝によるに彼が巴郡太守を拜したのは中平六年頃であり、当時黄巾の余波は益州地方を震撼させていた。^③ これらの事例には選出を命じた詔令の記載はないものの、上の諸例と比べるなら、これらも実際には特に劇賊の発生に際する「制科」の一例であったと見なすことができるであろう。

それでは、B・C郎顛伝及びA順帝紀の記載はどうであろうか。

矢野主税氏は、これらの史料に基づいて一時期、尚書から三公に選挙の権が移ったことを指摘し、祝縵斌氏はこれらによって後漢の三公が依然人事の権を持っていたことを指摘した。^④ ところで、先にも触れたようにこれらの史料はいずれも順帝時代のものであり、特にうち二つは郎顛のほとんど時期を隔てない二回の上疏中に見えるものである。すなわち、一回目のBは陽嘉二年正月に天変地異のために公車にて特徴されたときのもの、二回目のCは前回の上疏に対する帝・尚書の覆問に答えたときのものである。今一つは陽嘉元年閏十二月十九日の詔に見えるものであり、結局この三つの史料は極めて近接した時期に集中していることになる。

郎顛の二度目の上疏には「選挙の任、還た尚書に在らしむるに如かず、……斯れ固より遠近の論、……」とあり、「選

「挙の任」は「遠近の論」に抗ってまで強行的に尚書より三公へ移されたが如くである。さらに、陳忠伝によれば、安帝期に於いては「選挙誅賞、一に尚書に由」っていたとあり、^⑤ そうである以上、それが三公へ移されたのはこの陽嘉二年を去ることそう遠くない時期のことであるとしなければならぬ。順帝の詔には「今、刺史・二千石の選挙は三司に任を帰す」とあり、この言葉からは三公に牧守の選挙の権を帰そうとする順帝の積極的な意志が窺われないであろうか。推測的ではあるが、もしこのような見方が誤っていないとすれば、「選挙の任」が三公に帰されたのは順帝時代、この詔勅の発令された時ではなかったか。更にそこに推測を重ねると、もしこのように順帝の強い意向により「遠近の論」に抗ってまで三公に「牧守の選挙」の任が与えられたとすれば、その「選挙」とは帝の発令による「制科」の形態をとっていたのではなからうか。^⑥ 先引陽嘉元年閏十二月の順帝詔には「吏政勤ならず、故に災咎屢しば臻る」とあり、郎顛伝には彼の徴召された事由として「順帝時、災異屢しば見わる」とある。天変地異に際して制科の発令の出されることは少なくない。^⑦ このときも、こういった天変地異に因り、帝令によって牧守を特選させたものと解することが可能であり、次のように地方長官の「特選」においては三公にそれが命ぜられることが多かったであろう。

渙の卒せし自り後、連りに三公に詔して洛陽令を特選せしむるも、皆な職に称わず（後漢書列伝六十六循吏王渙伝）

以上のように考えると、残るD蔡邕伝の記載についても、これを国家の要衝たる幽冀二州の刺史の欠任に際する、帝命による「特選」と解して少なくとも矛盾は生じない。当時、幽州は鮮卑の侵攻にさらされる劇地であった。

以上、後漢時代三公にあったという「選挙」、特に「牧守の選挙」とは実際には帝の特命による推挙、「制科」であったことが分かった。^⑧

① 叛乱勃発時には「治劇」の科目名に於いてその地の地方長官が臨時

に選出されることがしばしばある。察挙科目としての治劇については

黄氏前掲書一三章参照。

② 制科については福井氏前掲書参照。

③ （中平五年六月）益州黄巾馬相攻殺刺史郗儉、自称天子、又寇巴郡、

殺郡守趙部、益州從事賈龍擊相、斬之。（後漢書靈帝紀）

④ 矢野主税『魏晉南朝の中正と門閥社会』（同氏『門閥社会史』長崎大学史学会、一九六五年、所収）、祝祿斌『兩漢魏晉南北朝宰相制度研究』（中国社会科学出版社、一九九〇年）五章。

⑤ 時三府任職、機事專委尚書、而災異變咎、輒切免公台。忠以為非國旧体、上疏諫曰、……故三公称曰冢宰、……入則参对而議政事、出則監察而董是非。漢典旧事、丞相所請、靡有不聽。今之三公、雖当其名而無其實、選舉誅賞、一由尚書、尚書見任、重於三公、陵遲以來、其漸久矣。……（後漢書伝三六陳忠）

四 尚書による人事の制

先章で、後漢に見られる三公による牧守等の「選挙」なるものが実は一種の推挙であることを明らかにした。それに対し、後漢時代には尚書による「選挙」なるものも史料に頻見する。その諸例は五章に挙げることにしたいが、これら尚書による「選挙」とは具体的にはどのようなことを指すのであろうか。福井氏の研究によれば、尚書には孝廉・茂才などの「常科」は無論のこと、「制科」においても尚書がそれに応じて察挙を行った事例は見られない。そもそも、同氏によれば制科の察挙をなしているのは原則として中央の比二千石以上の官に限られていたのであり、千石の尚書令を最高とする尚書の諸官に察挙の権限はなかったと見るのが妥当である。即ち、後にも述べるようにこれら後漢後期における、尚書による「選挙」とは先節で論じた三公による「選挙」——制科、推挙とは異なるものであったと考えなければならない。然らばそれはいかなる制度であったか。推挙とは異なるものであるとした場合、それは第一章で論じたような推挙に対する日常の人事の制度であったことが予想される。

まず、尚書による「選挙」の具体的内容を窺う上で格好の材料として、後漢後期の陳謙なる人物に関する次の二つの記事を挙げよう。

⑥ 順帝の詔中で「選挙不実」の責めを三公に帰し、また郎頭の一回目の上疏で長吏不良なることの責めを「挙者」たる三公に帰すべきであるとしていることも、この時の選挙が一種の察挙であったことを示唆するものである。五章参照。

⑦ 福井氏前掲書第二章参照。

⑧ 漢旧儀にあるように四百石以下の官は依然三公がその人事を行っていた可能性をここで否定するわけではない。

北堂書抄卷五十所引謝承後漢書にはこうある。

陳謙、字は伯謙、御史中丞と為る。同郡の宣豊、時に衛尉為り、司徒の位缺くるに、尚書は案じて以て之を補せんと欲し謙に咨問す、謙、正坐して答えず。豊、亦た士大夫に因りて謙に謂う、謙曰く、「位は妄りに人に假う可からず、三司は位重し、上は陰陽を和し下は五品を訓う、豈に処るを得可けんや。宣豊は何人にして稷契の官に居らんと欲するや。」と。伝語する者愧して退く。

司徒の欠任に際し、衛尉の宣豊をその後任として、尚書は「案じて以てこれを補せんと欲」したという。一方、太平御覽卷三二五、北堂書抄卷六二に引く謝承書には、同じ陳謙の話として次のようにある。

陳謙、字は伯謙、御史中丞を拜す、憲を執り法を奉じ、糾正する所多し、百寮の敬う所なり、尚書の選舉、位を序じ賢を旌すは常に謙に諮問す、陳蕃の尊く宰相となると雖も、論議褒貶は毎に往きて質疑して自り、皆な其の清識高亮に服す。

「尚書の選舉・序位旌賢」にあたっては常に御史中丞の謙に「諮問」が行われたという。先の書抄五十に引く謝承書の記載と比べれば、尚書が宣豊を司徒に「案じて以て補」せんとして陳謙に諮問したというのと、後の書抄六二に引く同書の「尚書の選舉、位を序じ賢を旌すは、常に謙に諮問す」という二つの記載は同じことを指していると考えられる。すなわち、前者に見える尚書による「案」と「補」とが、後者の尚書による「選舉」の内容をなしていたと見られるのである。

それではまず、「案」とはどのような手続きを指すであろうか。前後の時代の用例からそれを考えるに、二章に引いた漢書丙吉伝では宣帝時代の丞相丙吉が東曹を召して「辺長吏を案」じたとあり、それは恐らく東曹の管掌する辺郡の長吏の勤務状況・年齢・経歴等を調査することであった。一方、やや後の例として、三国志二一魏志傅嘏伝には次のようにある。

方今九州の民より爰に京城に及ぶまで、未だ六郷の挙あらず、其の選才の職は専ら吏部に任ず。品状を案すれば則ち実才未だ必ずしも当らず、簿〔簿〕^② 伐に任ずれば則ち德行未だ叙を為さず、此の如くんば則ち殿最の課も未だ人才を尽くさず。

三国魏の時代、吏部尚書による人事の際には「品状」が「案」じられ「簿伐」に「任」せられたという。後の任の字は恐

らく案の字の繰り返しを避けるためであり、実質としては同じことを指すであろう。要するに吏部尚書の人事においては官人の品状、「簿伐」——そこには父祖の官名、本人の官歴等が記されていたらしい^③——が審査・参照されたことをここは言っており、その手続きを「案」の語で表しているのである。更に降って西晋時代では、晋書四一劉寔伝、「崇讓論」の一節に次のようにある。

……官職に缺あるも、主選の吏は用うる所を知らず、但だ官次を案じて之を挙ぐるのみ。同才の人にして先に用いらる者は、勢家の子に非ずんば則ち必ずや有勢者の念する所となる也。……在官の人を覩るに、政績聞こゆるなし、勢家の子に非ざる自りは、率ね多く資次に因りて進む也。

主選の吏とは恐らく吏部尚書のことであろう。それが欠員の補填を行う際に「官次を案じてこれを挙げ」た、というのは、候補者の中から官位・経歴等の上下を調査してふさわしいものを選出した上で帝の裁可を仰いだことを意味すると考えられる。

このように、後の三国魏や西晋時代の事例ではあるが、吏部尚書の「案」とは具体的には官次や品状、功劳等を参照・審査することであつた。一方、前漢宣帝時代の事例においても同様に辺境の長吏の勤務状況・年齢・経歴等を審査することが「案」と表現されていた。これら前後の時代の用例から考えるなら、先の後漢後期の事例に見える尚書による「案」も、同様に人選の際に官人の功劳等の資格を審査することであつたと見られる。そして、その後に行われる「補」とは、「除補」とも熟すように、実際に欠任官への補任を行うことであろう。例えば漢書・谷永伝、「免不正之詔除」の語に付す師古注では「除、謂除補為官者」とあるように「除」も「補」も同じく某人を某官につけるの意であつた^④。

このように、謝承書・陳謙の事例から窺われる後漢後期の尚書による人事の手続きにおいては、少なくとも二つの過程、即ち「案」と「補」が見られ、そして前者は某人の某官に就く資格の有無の審査、後者がその後の実際の任官であろう、ということが分かった。この一連の手続きが、尚書による「選挙」の、少なくとも一部を構成していたのである。「補」

によりその任官が決定するであろうことは、先章で見た三公による「選挙」が実は推挙であって、それだけで決定力を持つものではなかったのとは大きく異なる点である。

それではここに、第一章で論じたような官簿・「常牒」による人事制度の運営を見い出すことができるであろうか。

ここで「案」について再び見てみたい。先に引いた魏志傅嘏伝で吏部尚書が「案」ずるのは「簿伐」であり、それは恐らく父祖の官名や本人の官歴等を記したものであった。又、「崇讓論」で、恐らくは吏部尚書が「案」ずるのは「官次」であった。それは何に記されていたか。言うまでもなくそれは官人の経歴や功勞を記した簿籍であったはずである。

後漢の尚書による人事においても見られる「案」を先に官人の資格の審査であるとしたが、この魏晋時代の事例から類推するなら、その資格とは具体的には同様に官人の経歴・功勞のことであったのではないかと考えられる。それ故にこそ、後に引く謝承書衛良伝や魏志毛玠伝に見られる如く、尚書による人事の際には「功次」「功績」が重んぜられたのである。そして、そのような「功次」「功績」を記した簿籍こそ、他ならぬ官簿であっただろう。

以上、後漢時代の尚書による人事においても官簿に記された官人の功勞が審査された上でそれが行われたことを指摘した。更に、するとやはりその際における「選補の常牒」、人事における何らかの一定の規則の存在が予想される。例えば、後に引く魏初の毛玠の行った人事においては「遷次」が重んぜられたという。その「遷次」は何らかの規則に規定されていたものと思われる。そのような規則が史書に見られるであろうか。

謁者に缺あらば、郎中の鬚眉を美しくし大音なる者を選びて補す。（大唐六典卷九所引漢旧儀）

（先帝陵）丞は皆な孝廉郎の年少薄伐なる者より選ぶ、遷りては府長史・都官令・候・司馬に補す。（統漢書百官志所引漢官名秩）

（治書侍御史）御史の高第なるものより選びて之を補す。（同右所引蔡質漢儀）

（侍御史）公府掾属の高第なるものより之を補す。……治劇に出でては刺史・二千石と為し、平遷なれば令に補す。（同右）

これらはいずれも官の遷次に何らかの決まりのあったことを示す例である。⁵⁾ それではこれらの決まりは何に規定されてい

たであろうか。一つには先のような功令の中に規定されていた可能性もあるが、又或いは次のように「故事」なるものにそれが規定されていたことが考えられる。

朱博の大司空と為るや、奏言すらく、「……故事、郡国守相の高第なるものより選びて中二千石と為し、中二千石より選びて御史大夫と為し、職に任ずる者は丞相と為し、位次に序あるは聖徳を尊び国相を重んずる所以なり。今ま中二千石は未だ御史大夫を更ずして丞相と為る、権は輕し、国政を重んずる所以には非ざる也。臣愚以為えらく大司空の官は罷む可し、復た御史大夫を置き、旧制を遵奉せん。……」と。哀帝之に従う。(漢書八三朱博伝)

又奏言すらく、「……部刺史は使を奉りて州を典り、郡国を督察す、吏民安寧たり。故事、部に居ること九歳にして挙げて守相と為し、其の異材にして功効著らかなる者あらば輒ち登擢す、秩卑かれども實は厚ければ、威な功を勸め進を榮う。前の丞相方進、奏して刺史を罷め、更めて州牧を置き、秩は真二千石、位は九卿に次ぎ、九卿缺かば高第を以て補す。其中材は則ち苟に自守するのみ、恐るらくは功効陵夷し、姦軌禁せず。臣請うらくは州牧を罷め刺史を置くこと故の如くせん。」と。奏可せらる。(同右)

これらは前漢末、哀帝時代の事例である。刺史より郡国の守相を経て公卿に至るまでの遷次が「故事」に規定されていたという。後漢の事例では次のようなものがある。

建初の初め、尚書令と為る。旧制、尚書郎は限満つれば県長に補し、令史なれば丞・尉。弘奏して以為えらく、台職は尊きと雖も酬賞甚だ薄し、開選に至りては、多くは榮う者無し、請うらくは郎をして千石の令に補し、令史は長と為さんことを、と。帝、其の議に従う。弘の前後の陳ぶ所、王政を補益すること有る者は皆な之を南宮に著し、以て故事と為す。(後漢書伝二三鄭弘)

鄭弘以前の「旧制」においては、尚書郎は一定の年限を勤め上げれば県長に、令史は県丞・尉に自動的に転出する決まりであった。その後鄭弘の奏議により彼らの待遇改善がなされ、尚書郎は大県令に、令史は小県長に転出することになったという。南宮に著されたという「故事」の中にはこの時の彼の奏議も含まれていたに違いない。

穆、家に居ること数年、在朝の諸公に相い推薦する者多く有り、是に於いて徴されて尚書を拜す。穆、既にして深く宦官を疾む、

台閣に在りて旦夕事に共するに及び、志に之を除かんと欲す。乃ち上疏して曰く、「漢の故事を案ずるに、中常侍は士人を參選す、建武以後に乃ち悉く宦者を用うるなり。……愚臣以為えらく悉く罷省し、往初に遵復し、率ね旧章に由る可し、更めて海内の清淳の士、国体に明達する者を選び、以て其の処に補せん、……」と。（後漢書伝三三朱穆）

「漢の故事」では、中常侍の人選には士人を参える習わしであったという。

これらの例に見られるように、「旧制」「故事」の中に人事上の決まりの含まれることがあった。^⑥ 前漢末期以降、故事は尚書と関係してあらわれることが多くなる。^⑦ 恐らく、尚書による人事の際には功令の他にこのような故事がその運営の上での一つの基準となつたものと考えられる。

以上、本章をまとめると次の通りである。漢代、推挙——何らかの科目による察挙制度もその制度化されたものと考えられる——によるいわば非常の拔擢とは別に、推挙によらずに功勞により昇進していく制度のあつたことは大庭氏の指摘の通りである。尚書による「選挙」の実態も、三公のそれが推挙であるのとは異なり、多くがこのような日常の人事の制度であつたと考えられる。その際にはやはり官簿の記載が審査された上で、功令乃至は故事などの基準に従つて人事運営が行われたであろう。

① 福井氏前掲書第二章。但し、僅かではあるが次のような例外もある。

……遷文安令、……時冀州刺史朱穆行部、見（度）尚、奇之。延熹五年、長沙・零陵賊合七八千人、自称将军、……桓帝詔公卿举任代刘度者、尚書朱穆举尚、自右校令擢为荊州刺史。（後漢書伝二八度尚）

「公卿」に対する察挙の命に尚書が応じている。

② 簿を簿とする唐長孺氏の見解（『九品中正制度試釈』『魏晉南北朝史論叢』三聯書店、一九五五年、所収）に従う。この両字は漢碑でもしばしば通用される。

③ 唐氏前掲論文、及び中村圭爾「初期九品官制における人事について」（川勝義雄・鴨波護編『中国貴族制社会の研究』京都大学人文科学研究所、一九八七年、所収）参照。中村氏はこの「簿伐」を漢代の閹閣簿と同様のものであるとうと推測されている。

④ 因みに居延簡にも十数例の「除補」の用例が見られ、いずれも某人を某官に就けるの意と見られる。

⑤ このような例は嚴耕望『中国地方行政制度史 甲 秦漢地方行政制度史』（中央研究院歷史語言研究所、一九六一年初刊）第十章に多く挙げられている。

⑥ 漢代の故事については邢義田氏による專論並びに集成・分類がある。
「從「如故事」和「便宜故事」看漢代行政中的經常与權變」(同氏『秦漢史論稿』東大圖書公司、一九八七年、所収) 参照。

⑦ 漢代の故事と尚書との關係については、邢氏前掲論文及び富田健之「漢時代における尚書体制の形成とその意義」(『東洋史研究』四五—二、一九八六年) 参照。

五 尚書の銓衡の成立

二、四章で述べたような尚書による人事の制は、二章でも述べたように前漢末期頃より形成されたものであった。その制度は後漢にも引き続き継承され、後漢最末期になるとそれは明確に制度として定着し後世のように「銓衡」の語で表されるようになった。本章ではこのことを述べる。

まず、後漢の初期において官僚の人事が尚書によって行われたことを以下に指摘する。

時に内外の羣官は多く帝自ら選挙す、加うるに法理嚴察にして職事苦しきに過ぐるを以てす、尚書近臣は乃ち捶撲され前に牽曳するに至る、羣臣敢えて正言するもの莫し、……(後漢書伝一九申屠剛伝)

後漢のはじめ、光武帝は王莽時代の疆臣の専權に懲り「時に内外の羣官、多くは帝自ら選挙」したという。その際、実際に帝の手足として政務を担当したのは尚書であった。例えば仲長統は「昌言」の中で次のように述べる。

光武皇帝、数世の失權を愠り、彊の窃命を忿る、枉を矯めて直を過ぎ、政は下に任せず、三公を置くも雖も事は台閣に帰す、此より以来、三公の職は員を備うるのみ。(後漢書伝三九仲長統)

この言から推せば、申屠剛伝に帝自ら選挙す、とあっても実際に人事を担当したのはやはり尚書であったと考えられる。或いは尚書はその責めを問われてむち打たれ引きずられるに至ったのだろうか。後漢書伝二三の論には「光武・明帝、躬から吏事を好み、亦た以て三公を課覈す」とある。三公の「課覈」、即ち勤務評定を行い得たのは三公自身ではあり得ず、帝自身、そしてその代行機関たる尚書であろう。

このような趨勢は後漢中期にかけて一層進展した。それを示すのが先にも引いた後漢書陳忠伝の記載である。「機事、専ら尚書に任ず、……選挙誅賞、一に尚書に由る」^①。これは安帝時代の話であり、当時において既に「選挙」が専ら尚書に一任されていたことが分かる。

靈帝の頃になると尚書による「選挙」の例はしばしば見られるようになる。

……服闋け台に還り、尚書郎を拜す、……（中欠）……、特に左丞を拜す、選挙に在るが毎に、誣讓匪石し、前を鑽り後を忽せにし、遂に旧章に耽思す、……（隸釈卷一〇涼州刺史魏元丕碑）

碑文によれば元丕が卒したのは靈帝光和四年である。この話はそれより遡ること十数年と考えられる。

楊准、字は伯川、尚書令を拜す、存心は正直、選挙は高妙、能く善を進め悪を疾み、毫厘も爽わず。（北堂書抄五九所引謝承書）
 楊准の名は范曄後漢書には見えず、右の記事の年代は不明である。

羊陟、字は嗣祖、尚書令を拜す、選挙を明審し、賢を旌し悪を退く。（北堂書抄五九所引謝承書）

羊陟が尚書令となったのは范書党錮伝によれば靈帝のはじめ頃である。

これら尚書による「選挙」の実質は多くが四章で論じたような推挙に非ざる日常の人事の制であったと思われる。そのことは次の記事からも傍証されよう。

旧典、選挙は皆な三府に委任す、三府に選あらば掾属に参議し其の行状を諮り、其の器能を度り、試を受けて任用し、責むるに成功を以てす、若し察す可き無ければ、然る後之を尚書に付し、尚書挙劾し、請いて廷尉に下し、虚実を覆案し、其の誅罰を行う。

今は但だ尚書に任じ、或いは復た勅もて用う、是の如くんば、三公は選挙の負を免がるを得、尚書も亦た復た坐せず、責賞帰する無し、……（後漢書宦者呂強伝）

これは靈帝年間の話である。当時もはや「選挙」が専ら尚書に任せられるようになっていた様が窺えるとともに、なお次のことに注意したい。「旧典」^②において三公に委任されていた「選挙」においては、選挙其の人に非ざる時には「選挙の

負」つまり保举の責めを問われたという。つまりそれは、この三公による「選挙」というものが一種の推挙であったことを意味する。それに対する「今」は靈帝年間、「ただ尚書に任」せられている「選挙」においては尚書は責任を問われて「また復た坐」することがない。これは、尚書による「選挙」が、かつて三公にあったというそれとは制度的に異なるものであったことを示唆する。

尚書の「選挙」において「功次」が重んじられたという次の記事もまた、これら尚書による「選挙」が前章で論じたような日常の人事の制であったことを傍証するものである。

衛良、字は叔賢、尚書令を拜す、選挙に当るが毎に、常に先に諮訪し、天下の英俊を抜擢す、二千石の長吏に及ぶまで、必ずや功次に依りて之を用う、州里同郡に住ぎ者あると雖も、嫌疑を避遠し、猶お他州より後にする也。(北堂書抄卷五十九所引謝承後漢書)

尚書令の衛良は、「二千石の長吏に及ぶまで必ずや功次に依りてこれを用い」という。因みに、范書伝五十五張奐伝には靈帝建寧二年太常の奐とともに李膺等を薦めた一人に尚書の衛良の名が見え、尚書令は尚書から功勞を重ねて昇進するのが通例であったから、右の記事はそれからそう隔てない時期のことであろう。

このような尚書による「選挙」は、しばしば尚書が「選挙を典る」という表現をとる。これも三公による「選挙」とは異なる点である。例えば、三国志・蜀志許靖伝には

潁川の劉翊、汝南太守と為り、乃ち靖を挙げて計吏と為す、孝廉に察せられ、尚書郎に除せられ、選挙を典る。靈帝崩じ、董卓政を乘るや、漢陽の周慙を以て吏部尚書と為す、靖と与に謀議し、天下の士を進退し、穢濁を沙汰し、幽滞を顕拔す、潁川の荀爽・韓融・陳紀等を進用して公卿郡守と為し、……

とある。董卓時代、尚書郎として「選挙を典」った靖は吏部尚書の慙とともに「謀議」し天下の士荀爽らを進用して公卿郡守となしたという。

また、范書王允伝には

趙叡……初平中尚書と為り、選挙を典る、董卓数しば私授する所あらんと欲するも、叡輒ち堅く拒みて聴さず。

とある。時の実権者董卓の請託を、「選挙を典」っていた尚書の職は「堅く拒み聴さ」なかったというのである。

先に三章で挙げた献帝起居注において「六府」の推挙の後にその人物を「用う」るのは「王者」であった。右の王允伝の事例を見るなら、その「王者」とは尚書、就中、許靖伝の例からすれば吏部尚書であったに違いない^①。「六府」の専権を握ったときでさえ、最後の決定を行うのは尚書であった（無論最終の決定権は帝にあるが、当時の献帝は十五歳の少年であった）。

こうした制度は当然曹操の魏国にも引き継がれた。魏志毛玠伝には次のようである。

太祖の司空丞相為りにしに、玠嘗て東曹掾為り、崔琰と与に並びに選挙を典る。其の挙用する所は皆な清正の士、時に於いて盛名ありと雖も行い本に由らざる者は終に進むを得る莫し。……文帝の五官將と為るや、親しく自ら玠に詣り親眷する所を属す、玠答えて曰く、「老臣は能く職を守るを以て幸いに戻を免がるを得、今説く所の人は選次に非ず、是を以て敢えて命を奉らず。」と。……魏国の初めて建つるや尚書僕射と為り、復た選挙を典る。（注・先賢行状）玠、雅亮公正、官に在りては清恪、其の選挙を典るや、貞実を抜き、華偽を斥け、遜行を進め、阿党を抑う。諸そ官を宰り民を治むるに功績著れずして私財豊足なる者は皆な免黜停廢し、久しく選用せず。

曹操の丞相府東曹掾より魏国の尚書僕射となり「選挙を典」った毛玠は後の文帝の請託をも拒んだとあり、その後漢末期における尚書趙叡の事例に類似する。彼の行った人事に際しては「選次」の重んぜられたことが分かり、また先賢行状にある記載は東曹・尚書僕射いずれの時期のものかは分からないが、「その選挙を典る」にあたっては「官を宰り民を治め」る上での「功績」が重んぜられたという。

玠とともに、東曹掾時代より「選挙を典」ったという崔琰もやはり後に魏国の尚書となり、「銓衡を委授せられ清議を総斉すること十有余年」とある（魏志崔琰伝注引先賢行状）。彼の没したのは建安二十一年であるから、これは東曹掾時代か

らのことと見てよい。「選挙を典」ることがここでは「銓衡」と言い換えられており、人事の用語としての「銓衡」の語の見える早期の例である。更にやや降って魏志夏侯玄伝には恐らく正始年間の彼の言葉として

夫れ官才もて人をを用うるは国の柄なり、故に銓衡の台閣に専らにせらるは上の分なり、……

とある。台閣と尚書のことであろう。これらのように、魏初より尚書の行う人事に対し「銓衡」の語の使われる事例が見え始める。それは後代の吏部による銓選の制へと継承されていくに違いない。

以上、前漢末期より三国にかけて次第に尚書による人事の制が形成され、三国初期にはそれを表すものとしての銓衡の語の出現を見た。このような用語の出現が、その語によって示される制度の成立を逆に物語っているのである。

① 三章注⑥。

② この部分を「旧、選挙を典るは……」と読めなくもないが、次のように「漢家の旧典」なる例の見えることから、ここはこのように読みたい。

博物識古、無書不覽、尤銳意三史、長於漢家旧典（三國志・蜀志 孟光伝）

④ 察舉に際し舉主が責任を負い、被舉者其の人に非ざる時には「選挙不以実」の罪を以て罰せられたことについては、程樹徳「漢律考」五、律令雜考下、及び大庭氏前掲「漢代における功次による昇進」を参照。

④ 同じ時期、賈詡が尚書として李傕らのもて「選挙を典」ったあたり（三國志・魏志賈詡伝）、或いはこの主者とは彼のことであったかも知れない。

……後詡為左馮翊、傕等欲以功侯之、詡曰、「此救命之計、何功之有。」固辭不受。又以為尚書僕射、詡曰、「尚書僕射、官之師長、天下所望、詡名不素重、是所以服人也。縱詡昧于榮利、奈國朝何。」乃更拜詡尚書、典選舉、多所匡濟、傕等親而憚之。（三國志・魏志卷十一賈詡伝）

⑤ 唐代の銓選の制については大唐六典卷二、吏部尚書、等に見える。

結 語

本稿の論旨をまとめる。漢代、推挙やその制度化された察舉制度に対する、功次による通常の人事は、功勞などを記した官簿の記載を参照の上、功令や故事の規定に則って行われた。六百石以上の高級官僚に限って言えば、それを行うのは前漢末期以降尚書であった。後漢において時に見られる、三公が六百石以上の刺史や太守の「選挙」を行ったというのは、

実は非常の察挙のことであり、通常の人事はやはり尚書が行っていたと考えられる。後漢の末期頃になると史料にしばしば現れるようになる、尚書による「選挙」とはこのような察挙制度にあらざる通常の人事の制であった。

従来の研究においては漠然と次のように説かれることが多かったように思われる。即ち、前漢、三公の持っていた「選挙」の権が後漢にはいと次第に尚書に侵食されていった、と。無論、この「選挙」の語を日常の人事の制、と言い換えれば本稿の論旨もその枠を大きく出るものではないかも知れない。但し、ここではその「選挙」の語の示す内容を少しでも明らかにしておきたかったのである。少なくとも漢代においてこの語は非常の察挙と通常の人事とを併せ含むものであった。漢代においてこの両者が未分化であった、とも或いは言えるかも知れない。しかし、遅くとも後漢末期にはこの両者の明らかな分化が見て取れることを本稿では確認し得た。

こうして確立された尚書による人事―銓衡の制は魏にも継承され、後代の吏部尚書による銓選へとつながっていくと考えられる。

もとより史料の限界もあり、ここでは制度のごく一部しか明らかにすることはできなかったが、後の六朝隋唐時代における尚書による人事の制が既に後漢より形成されていたことは確かである。それが、九品官人法の施行下でどのように変わっていくのか、或いは変わらないのか、その検討は今後の課題としたい。

① 周道濟『漢唐宰相制度』（大化書局、一九六四年初刊）など。

② 前掲黃氏著一五章。

The Formation of the Evaluation System under the
Imperial Secretary : A Reconsideration of
“ Election ” in the Han Period

by

SATO Tatsuro

Previous studies of the Han system for the promotion of officials focused primarily on the recommendation system 察舉制度. As Professor Oba has pointed out, however, there was another promotion system, through which officials could be promoted routinely by serving a certain term; most officials obtained their promotions through this system. Most previous studies do not distinguish this system from the recommendation system, and refer to both systems as the election system 選舉. This article clarifies the differences between the recommendation system and the routine promotion system.

There was a routine promotion system in the Han period, managed according to documents on the administration of officials and rules for their promotion. At the end of the Western Han, the office charged with the management of this system was shifted from the purview of the Three Dukes 三公 to that of the Imperial Secretary 尚書. In some records from the Eastern Han, it appears that the Three Dukes still managed this system, but the system referred to in these records by the term “election” was in fact the recommendation system and not the routine promotion system. Though the routine promotion system was also referred to as “election” in some contemporary records, it remained under the control of the Imperial Secretary. Toward the end of the Eastern Han, the routine promotion system began to be called *quan heng* 銓衡; it can be regarded as the origin of the evaluation-election system (*quan xuan* 銓選) managed by the Ministry of Personal 吏部尚書 in the later periods.